

# 札幌市工事技術検査基準

## (総 則)

第1条 この基準は、札幌市請負工事検査基準第5条の規定に基づき、工事の検査を行うにあたって必要な技術的基準を定めるものとする。

## (検査の内容)

第2条 技術検査は、工事の施工体制、施行状況、出来形、品質及び出来ばえについて、請負者の工事の管理状況等を検査するものである。なお、技術検査を実施した際には、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（以下「契約書等」という。）に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判定を行うものとする。

## (工事の実施状況の検査)

第3条 工事の実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理及び工事施工状況等の工事管理に関して各種の記録（写真及びビデオその他の媒体による記録を含む。）と契約図書等とを対比し、『札幌市工事検査マニュアル』に基づき行うものとする。

## (工事の出来形及び品質の検査)

第4条 工事の出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録（写真及びビデオその他の媒体による記録を含む。）と契約図書等を対比して、また、品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録（写真及びビデオその他の媒体による記録を含む。）と契約図書等を対比して、行うものとする。ただし、不可視部分等の検査において、出来形図、品質管理の状況を示す資料、写真等により、当該出来形、品質及び性能適否を判定することが困難なとき、その他検査を行うに当り必要があると認めるときは、工事の目的物の一部の破壊その他の処理を要求し、又は工事に関する説明を求め、検査を行うものとする。

## (出来形部分の数量の確認)

第5条 工事の出来形部分の数量、工事の出来形及び品質の検査の結果に基づき、出来形図、その他の関係図書により確認するものとする。

## (出来ばえの検査)

第6条 出来ばえの検査は、きめ細かさ及び全体的な美観、使い勝手や使用者の安全に対する配慮、関連工事との全体的な調和等の出来ばえについて検査を行うものとする。

## (委任)

第6条 この基準の施行に関し必要な事項は、工事管理室長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

この基準は、平成17年9月1日から施行する。

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

この基準は、平成22年7月1日から施行する。